

「JAバンク基本方針」変更にかかる新旧対照表

変更箇所	新旧対照表	
	新	旧
目次	<p>(省略)</p> <p>別紙3 資金運用制限の内容… <u>13</u></p> <p>別紙4 指定支援法人によるレベル格付JA・信連にかかる支援策と支援の前提条件 …………… <u>14</u></p> <p>別紙5-1 会計監査人監査に代わる調査…………… <u>16</u></p> <p>2 事業再編選択JAにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人による支援策と支援の前提条件 …… <u>17</u></p> <p>別紙6 指定支援法人による再編成希望JAにかかる支援策と支援の前提条件 …… <u>18</u></p> <p>別紙7 基本方針を遵守しない会員に対する措置(ペナルティー) …………… <u>19</u></p> <p>別表 特定承継会社にかかる本方針の適用…………… <u>20</u></p>	<p>(同左)</p> <p>別紙3 資金運用制限の内容… <u>12</u></p> <p>別紙4 指定支援法人によるレベル格付JA・信連にかかる支援策と支援の前提条件 …………… <u>13</u></p> <p>別紙5-1 会計監査人監査に代わる調査…………… <u>15</u></p> <p>2 事業再編選択JAにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人による支援策と支援の前提条件 …… <u>16</u></p> <p>別紙6 指定支援法人による再編成希望JAにかかる支援策と支援の前提条件 …… <u>17</u></p> <p>別紙7 基本方針を遵守しない会員に対する措置(ペナルティー) …………… <u>18</u></p> <p>別表 特定承継会社にかかる本方針の適用…………… <u>19</u></p>
基本方針本文	<p>I 「JAバンクシステム」の基本的方向 (省略)</p> <p>II 「JAバンク会員」の役割等</p> <p>1 農林中金の役割</p> <p>(1)農林中金は、JAバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかる指針(以下「総合的戦略等」という。)を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・JA</p>	<p>I 「JAバンクシステム」の基本的方向 (同左)</p> <p>II 「JAバンク会員」の役割等</p> <p>1 農林中金の役割</p> <p>(1)農林中金は、JAバンクの総合的戦略(追加)を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・JAに対して必要な指導を行う。</p>

変更箇所	新旧対照表	
	新	旧
	<p>に対して必要な指導を行う。 (2)～(5) (省略)</p> <p>2 JA・信連の役割 (省略)</p> <p>3 中央会との連携 (省略)</p> <p>Ⅲ 「JAバンク会員」の責務</p> <p>1 JAバンクの一体的な事業運営 JA・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合的戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。 (1)～(2) (省略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(3) (1)および(2)の前提として、JA・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。</u></p> <p>2～9 (省略)</p> <p>Ⅳ 「JAバンク会員」が享受するメリット (省略)</p> <p>V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー） (省略)</p>	<p>(2)～(5) (同左)</p> <p>2 JA・信連の役割 (同左)</p> <p>3 中央会との連携 (同左)</p> <p>Ⅲ 「JAバンク会員」の責務</p> <p>1 JAバンクの一体的な事業運営 JA・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合的戦略<u>(追加)</u>に基づいて、一体的な事業運営を行う。 (1)～(2) (同左) <u>(3) JA・信連は、法令等を遵守した適切な金融商品・サービスを提供するため、別途定める国債窓販業務取扱要綱および系統投信窓販業務取扱要綱を遵守する。</u> <u>(新設)</u></p> <p>2～9 (同左)</p> <p>Ⅳ 「JAバンク会員」が享受するメリット (同左)</p> <p>V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー） (同左)</p>

変更箇所	新旧対照表																			
	新	旧																		
	VI 基準等の変更 (省略) (附 則) 1～21 (省略) 以上	VI 基準等の変更 (同左) (附 則) 1～21 (同左) 以上																		
基本方針 別紙	別紙 1-1 JA・信連の経営状況に関する報告等 (省略) 別紙 1-2 JA・信連の業務執行体制に関する報告等 (省略) 別紙 2-1 指定基準と経営改善取組内容 (財務) (省略) 別紙 2-2 指定基準と経営改善取組内容 (業務執行体制) 1 レベル格付 (省略)	別紙 1-1 JA・信連の経営状況に関する報告等 (同左) 別紙 1-2 JA・信連の業務執行体制に関する報告等 (同左) 別紙 2-1 指定基準と経営改善取組内容 (財務) (同左) 別紙 2-2 指定基準と経営改善取組内容 (業務執行体制) 1 レベル格付 (同左)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定格付</th> <th colspan="2">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>資 金 運 体 制</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>レ ベ ル 1</td> <td>不 事 検 点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善JA (不祥事点検基準)」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善JA (不祥事点検基準)」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥 </td> </tr> </tbody> </table>	指定格付	指定基準			資 金 運 体 制	(省略)	レ ベ ル 1	不 事 検 点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善JA (不祥事点検基準)」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善JA (不祥事点検基準)」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定格付</th> <th colspan="2">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>資 金 運 体 制</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>レ ベ ル 1</td> <td>不 事 検 点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善JA (不祥事点検基準)」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善JA (不祥事点検基準)」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥 </td> </tr> </tbody> </table>	指定格付	指定基準			資 金 運 体 制	(同左)	レ ベ ル 1	不 事 検 点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善JA (不祥事点検基準)」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善JA (不祥事点検基準)」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥
指定格付	指定基準																			
	資 金 運 体 制	(省略)																		
レ ベ ル 1	不 事 検 点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善JA (不祥事点検基準)」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善JA (不祥事点検基準)」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥 																		
指定格付	指定基準																			
	資 金 運 体 制	(同左)																		
レ ベ ル 1	不 事 検 点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善JA (不祥事点検基準)」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善JA (不祥事点検基準)」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥 																		

変更箇所	新旧対照表			
	新		旧	
		<p>事件（子会社含む）が発生した場合</p> <p>○ J A・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合※</p>		<p>事件（子会社含む）が発生した場合</p> <p>（新設）</p>
	体制整備	（省略）	体制整備	（同左）
	会計監査	（省略）	会計監査	（同左）
	レベル2	（省略）	レベル2	（同左）
	レベル3	（省略）	レベル3	（同左）
	<p>※ J A・信連に関連する業務は、J A・信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J A・信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合は、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。</p> <p>（省略）</p>		<p>（追加）</p> <p>（同左）</p>	
	<p>2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準）</p> <p>（省略）</p>		<p>2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準）</p> <p>（同左）</p>	
	<p>別紙3 資金運用制限の内容</p> <p>（省略）</p>		<p>別紙3 資金運用制限の内容</p> <p>（同左）</p>	
	<p>別紙4 指定支援法人によるレベル格付 J A・信連にかかる支援策と支援の前提条件</p> <p>（省略）</p>		<p>別紙4 指定支援法人によるレベル格付 J A・信連にかかる支援策と支援の前提条件</p> <p>（同左）</p>	

変更箇所	新旧対照表	
	新	旧
	<p>別紙 5 - 1 会計監査人監査に代わる調査 (省略)</p> <p>別紙 5 - 2 事業再編選択 J A にかかる本方針の適用ならびに指定支援法人による支援策と支援の前提条件 (省略)</p> <p>別紙 6 指定支援法人による再編成希望 J A にかかる支援策と支援の前提条件 (省略)</p> <p>別紙 7 基本方針を遵守しない会員に対する措置 (ペナルティー) (省略)</p>	<p>別紙 5 - 1 会計監査人監査に代わる調査 (同左)</p> <p>別紙 5 - 2 事業再編選択 J A にかかる本方針の適用ならびに指定支援法人による支援策と支援の前提条件 (同左)</p> <p>別紙 6 指定支援法人による再編成希望 J A にかかる支援策と支援の前提条件 (同左)</p> <p>別紙 7 基本方針を遵守しない会員に対する措置 (ペナルティー) (同左)</p>
基本方針別表	特定承継会社にかかる本方針の適用 (省略)	特定承継会社にかかる本方針の適用 (同左)